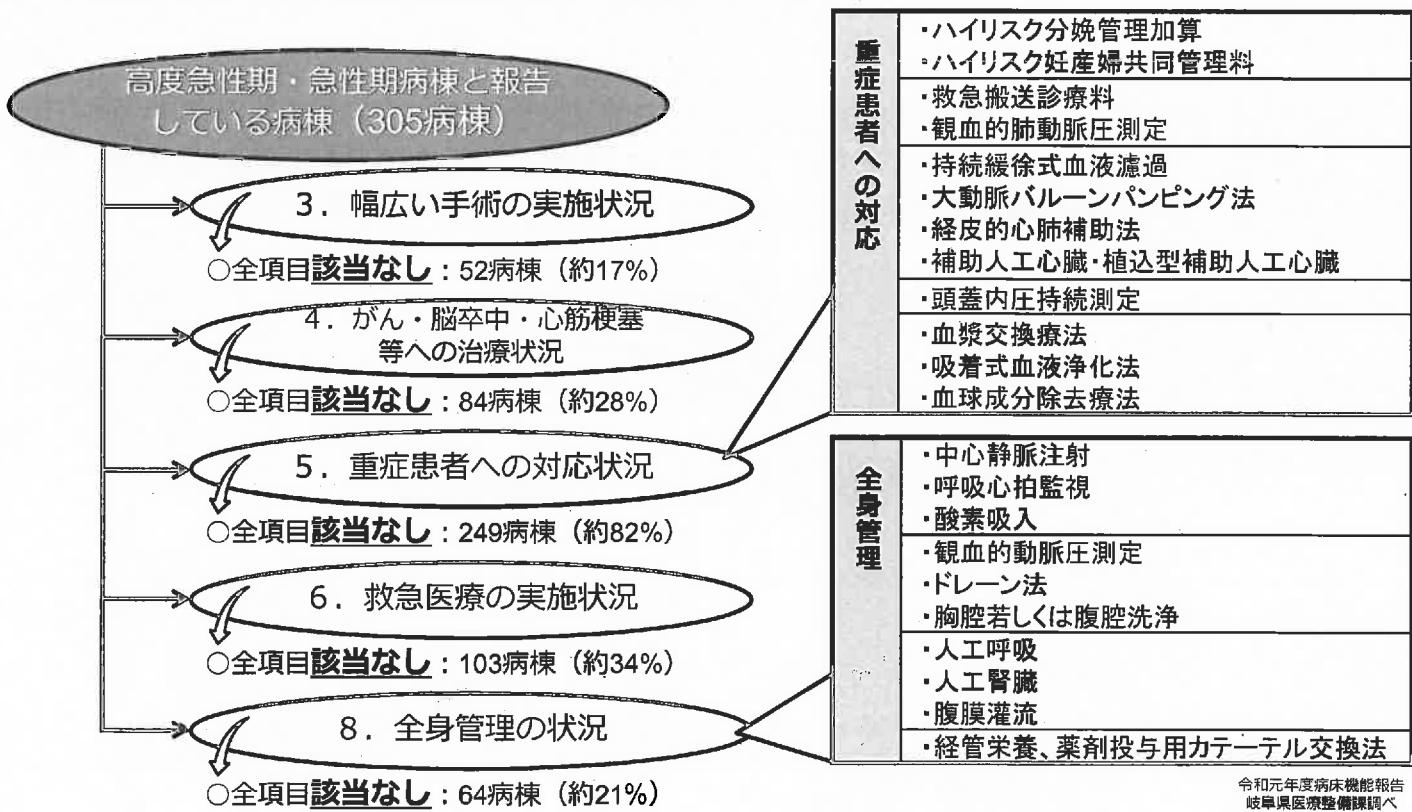


令和元年度病床機能報告において 高度急性期・急性期機能を選択した病棟のうち、 「具体的な医療の内容に関する項目」の実施が無い 急性期病棟について

本県における回復期医療を提供していると考えられる急性期病棟について

○本県において、以下の分析を行った結果、39病棟（約12%）の病棟が判明。

※ 令和元年度病床機能報告において、様式1で高度急性期又は急性期機能を報告している病院の病棟及び有床診療所のうち、様式2で以下の項目でレセプト件数、算定日数、算定回数が全て0件と報告された病棟数を算出



2 令和元年度病床機能報告制度における主な報告項目

医療計画策定研修会
(H30.2.9)資料1-2 (一部改変)

構造設備・人員配置等に関する項目		具体的な医療の内容に関する項目	
病床数・人員配置・機器等	病棟ごとの医療機能 (2019年7月1日時点／2025年7月1日時点)	手術件数、全身麻酔の手術件数	△ 急性期の支援 △ 在宅復帰
	許可病床数、稼働病床数	人工心肺を用いた手術	退院支援加算、小児加算、救急・在宅等支援(療養)病床初期加算
	一般病床数、療養病床数	胸腔鏡下手術件数、腹腔鏡下手術件数	△ 急性期患者支援(療養)病床初期加算／在宅患者支援(療養)病床初期加算
	算定する入院基本料・特定入院料	悪性腫瘍手術件数	地域連携診療計画加算、退院時共同指導料
	看護師数、准看護師数、看護補助者数	病理組織標本作製、術中迅速病理組織標本作製	介護支援連携指導料、退院時リハビリテーション指導料、退院前訪問指導料
	助産師数	放射線治療件数、化学療法件数	△ 全身管理
	理学療法士数、作業療法士数、言語聴覚士数	がん患者指導管理料	中心静脈注射、呼吸心拍監視、酸素吸入
	薬剤師数、臨床工学技士数、管理栄養士数	抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、超急性期脳卒中加算	観血的動脈圧測定、ドレーン法、胸腔若しくは腹腔洗浄
	主とする診療科	t-PA投与、脳血管内手術、経皮的冠動脈形成術	人工呼吸、人工腎臓、腹膜灌流
	DPC群	分娩件数	経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法
総合入院体制加算	△ 重症患者への対応	△ 疾患に応じたシヨン早期からの対応	
在宅療養支援病院／診療所、在宅療養後方支援病院の届出の有無(有の場合、医療機関以外／医療機関での看取り数)	ハイリスク分娩管理加算、ハイリスク妊娠産婦共同管理料	入院時訪問指導加算、リハビリテーションを実施した患者の割合	
三次救急医療施設、二次救急医療施設、救急告示病院の有無	救急搬送診療料、観血的肺動脈圧測定	平均リハ単位数／1患者1日当たり、1年間の総退院患者数	
高額医療機器の保有状況 (CT、MRI、血管連続撮影装置、SPECT、PET、PETCT、PETMRI、ガンマナイフ、サイバーナイフ、強度変調放射線治療器、遠隔操作式密封小線源治療装置、内視鏡手術用支援機器(ダヴィンチ)等)	持続緩徐式血液濾過、大動脈バルーンパンピング法、経皮的心肺補助法、補助人工心臓・植込型補助人工心臓	1年間の総退院患者数のうち、入院時の日常生活機能評価が10点以上であった患者数・退院時の日常生活機能評価が入院時に比較して4点以上改善していた患者数	
退院調整部門の設置・勤務人数	頭蓋内圧持続測定、人工心肺	△ 長期療養者の受入・重度の	
△ 入院患者の状況	血漿交換療法、吸着式血液浄化法、血球成分除去療法	療養病棟入院基本料、褥瘡対策加算	
新規入院患者数	一般病棟用の重症度・医療・看護必要度を満たす患者割合	重度褥瘡処置、重傷皮膚潰瘍管理加算	
在院患者延べ数	△ 救急医療の実施	難病等特別入院診療加算、特殊疾患入院施設管理加算	
退院患者数	院内トリアージ実施料	超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算	
入院前の場所別患者数	夜間休日救急搬送医学管理料	強度行動障害入院医療管理加算	
予定入院・緊急入院の患者数	精神科疾患者等受入加算	△ 多有病床な機関の	
退院先の場所別患者数	救急医療管理加算	往診患者述べ数、訪問診療患者述べ数、看取り患者数(院内／在宅)	
退院後に在宅医療を必要とする患者数	在宅患者緊急入院診療加算	有床診療所入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料	
	救命のための気管内挿管	急変時の入院件数、有床診療所の病床の役割	
	体表面ペーシング法／食道ペーシング法	過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入割合	
	非開胸的心マッサージ、カウンターショック	△ の医連携	
	心臓穿刺、食道圧迫止血チューブ挿入法	歯科医師連携加算	
	休日又は夜間に受診した患者延べ数 (うち診察後、直ちに入院となった患者延べ数)	周術期口腔機能管理後手術加算	
	救急車の受入件数	周術期口腔機能管理料、周術期口腔機能管理料	

3 国通知に基づく対応について

平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」が発出された。

県としてもこの通知に基づき、対応する。

○高度急性期機能又は急性期機能と報告した病棟のうち、例えば急性期医療を全く提供していない病棟が含まれていることから、明らかな疑義のある報告については、地域医療構想調整会議において、その妥当性を確認すること。



東濃圏域においては、該当病院なし